

ウォーターサーバー用ボトル事件

判決のポイント 蛇腹部と底部との間に「裾絞り部」がある構成に関し、明細書に記載されている場所的限定を意味する文言、および技術的意義に言及され、蛇腹部と裾絞り部との間に平坦な接続部分のある被告製品は、本件特許の技術的範囲に属しないとされた。

事件の表示 H29.11.21 大阪地裁 平成 28 年 (ワ) 第 7649 号

1. 事実関係

(1)本件は、発明の名称を「ウォーターサーバー用ボトル」とする特許第 5253085 号の特許権の持分を有する原告が、被告による被告容器の製造、販売が原告の特許権を侵害するとして、被告容器の製造、販売等の差し止め等を請求したものである。

(2)本件発明 1 は、以下のような構成要件に分説される。(G,H は補正により追加して登録)

- A 底部と、
- B 該底部の周縁から連続する胴部と、
- C 該胴部の上端縁から中央部に向かって上向きに傾斜する肩部と、
- D 前記中央部に配設する筒状の首部と、からなり、
- E 全体が PET 樹脂によって形成されており、
- F 前記胴部には、上下方向に伸縮自在な蛇腹部を有し、
- G 且つ該蛇腹部と前記底部との間には、底部に近づくに連れて先細りとなる裾絞り部を備え、
- H 内部の液体の排出に伴って、前記裾絞り部がボトル内部に引き込まれること
- I を特徴とするウォーターサーバー用ボトル。

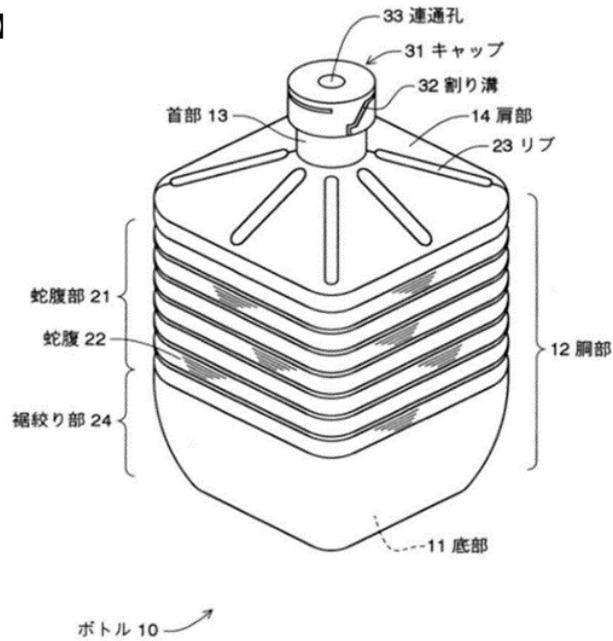
本件明細書には「(裾絞り部と) 蛇腹部との接続部などは、局地的に垂直に延在していても構わない。」との記載、「底部との接続部には曲面を介在させてもよい。」との記載がある。

2. 被告容器の概要

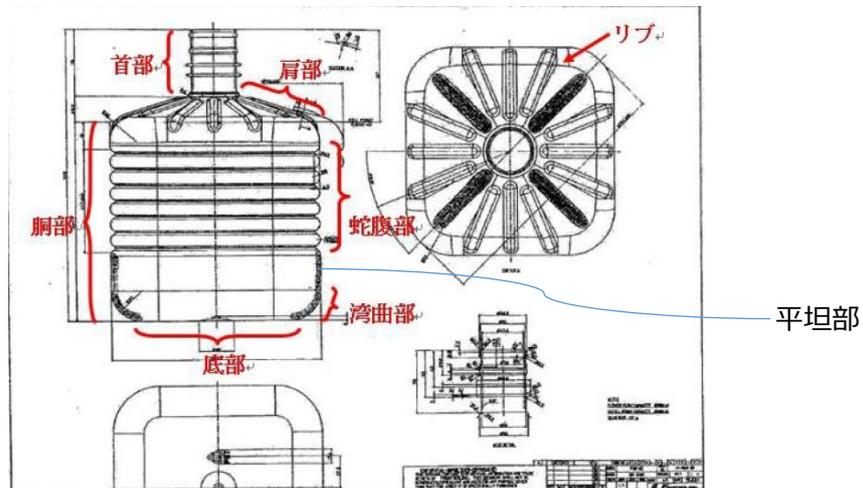
本件発明の構成要件 A 乃至 F はそれぞれ充足する。

蛇腹部と底部は、湾曲部および平坦部により接続されている。湾曲部は、平坦部の下端と底部とを接続する湾曲した面である。平坦部は、底部から上方に向かって「略垂直に延在する部分」であり、蛇腹部の下端に、全周に渡って接続されている。湾曲部および平坦部の、高さ方向の幅は、ほぼ同一である。

【本特許権に係る図】



【被告容器の図】



3. 争点

構成要件 G の充足性 他

特に、明細書中の「蛇腹部と底部との間の接続部などは局地的に垂直に延在していても構わない」との記載に照らして、被告製品のような平坦部があっても本件特許権の権利範囲に属するかが争点となった。

4. 裁判所の判断

請求項の記載から、「裾絞り部」の位置は胴部において蛇腹部と底部との間にあり、またその形状は

底部に近づくに連れて先細りとなるものと認定された。

蛇腹部に続く「裾絞り部」がいかなる態様で接続しているかは、本件明細書「（裾絞り部と）蛇腹部との接続部などは、局地的に垂直に延在していても構わない。」との記載、「底部との接続部には曲面を介在させてもよい。」との記載から、蛇腹部から裾絞り部を経て底部に至る胴部は、それぞれの間の接続部が一定の幅をもって存在することが許容されていると解された。しかしながら、蛇腹部と裾絞り部の接続部が「垂直に延在して」よいとしても、その接続部は「局地的」、すなわち「ある区域に限られているさま。」（広辞苑第6版）という、場所的限定を意味する言葉が用いられていることからすると、同所で「垂直に延在」することが許される接続部は、蛇腹部及び裾絞り部に対して、より狭い限られた範囲であると解されるべきであるとされた。

さらに、裁判所の判断では、明細書中に記載されている、胴部に「蛇腹部」と「裾絞り部」を設ける技術的意義に言及し、ボトルの胴部に蛇腹部を備えて押し潰されやすい構造にするとともに、蛇腹部と底部との間に裾絞り部を設けることで、裾絞り部に作用する大気圧をボトルの中心に向かわせ、ボトル内部の液体の排出に伴って、裾絞り部をボトルの内部に陥没するように変形させ、もってボトルを内部に向けて押し潰されやすくし、効率よくボトルの容積を縮小することを目的としていることから、その作用効果に関係しない接続部が必然的に狭い範囲に限られることは明らかである、とされた。

さらに、審査過程において、裾絞り部の構成を付加して権利化された経緯に照らしても、「垂直に延在する部分は、極く限られた幅のものに過ぎないとされた。

「裾絞り部」の形状については、構成要件Gで特定されているとおり「底部に近づくに連れて先細りとなる」ものであり、裾絞り部は、それが直線であっても、曲線であっても、少なくとも、垂直の部分を含むことなく、蛇腹部から底部にかけて、徐々に先細りになっていくものに限定されていると解された。

「裾絞り部」は、「蛇腹部」から接続部で連続しているものであるが、この接続部は、極く限られた幅の範囲であるべきであって、上記図面に明らかなように、被告容器における原告主張に係る「裾絞り部」に相当する湾曲部と蛇腹部の間に存する、湾曲部と高さ方向の幅がほぼ一緒である垂直に延在する部分をもって「接続部」にすぎないということとはできない。

したがって、被告容器は、上記定義した「裾絞り部」で構成されるべき「蛇腹部」から「底部」にかけて胴部の大半が、「裾絞り部」に該当しない部分で構成されているということになるから、被告容器は、「裾絞り部」を備えているものということとはできない、として原告の主張を退けた。

5. 実務上の指針

本事件では、請求項および明細書の記載に基づいて、裾絞り部が示す技術的範囲が認定された。本件に関しては、被告製品は一般的な形状をしており、この形状を本件特許の技術的範囲に含めるのは困難である可能性もあるが、原告側の立場から考えると、明細書作成の時点でより広範囲な権利取得が意識することが大事である。特に、本件のような構造物の特許の場合には、バリエーションを示す図面を複数提示できないか、事前に発明者と議論するよう留意していきたい。

(2019.4.10 狩生)